【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年11月13日
【中間会計期間】	第20期中（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）
【会社名】	ステラファーマ株式会社
【英訳名】	STELLA PHARMA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　上原　幸樹
【本店の所在の場所】	大阪市中央区高麗橋三丁目２番７号　ＯＲＩＸ高麗橋ビル
【電話番号】	（06）4707-1516（代表）
【事務連絡者氏名】	ＩＲ・広報部長　　浪花　勝史
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区高麗橋三丁目２番７号　ＯＲＩＸ高麗橋ビル
【電話番号】	（06）4707-1516（代表）
【事務連絡者氏名】	ＩＲ・広報部長　　浪花　勝史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第19期 中間会計期間	第20期 中間会計期間	第19期
会計期間		自　2025年４月１日 至　2025年９月30日	自　2026年４月１日 至　2026年９月30日	自　2025年４月１日 至　2026年３月31日
売上高	（千円）	200,193	175,169	323,389
経常損失（△）	（千円）	△306,463	△467,675	△778,005
中間（当期）純損失（△）	（千円）	△307,915	△469,189	△780,917
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	―	―	―
資本金	（千円）	2,859,218	3,514,718	2,859,218
発行済株式総数	（株）	34,034,100	37,034,100	34,034,100
純資産額	（千円）	2,899,570	3,278,426	2,426,568
総資産額	（千円）	4,924,055	5,519,881	4,486,694
１株当たり中間（当期）純損失（△）	（円）	△9.05	△13.16	△22.95
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	（円）	―	―	―
１株当たり配当額	（円）	―	―	―
自己資本比率	（%）	58.89	59.21	54.08
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△320,766	△423,919	△334,514
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△9,004	△6,967	△15,671
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△79,320	1,417,554	△33,279
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（千円）	2,752,380	3,764,673	2,778,006

（注）１．当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．持分法を適用した場合の投資利益については当社は関連会社を有していないため、記載しておりません。
３．潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については潜在株式は存在するものの、１株当たり中間（当期）純損失であるため、記載しておりません。
４．１株当たり配当額については配当を実施していないため、記載しておりません。

２【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当中間会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった事項は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

また、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第２ 事業の状況 ３ 事業等のリスク (2)事業遂行上のリスク」の項目番号に対応したものです。

④製造委託について

当社開発品ステボロニン®の製造委託企業が2025年９月５日付で破産手続きに入ったため、同社との取引を停止し、早期に製品の安定供給体制を再構築すべく、新たな製造委託先として選定した国内事業会社との間で、2025年10月に長期的な安定供給を目的とした製造体制の構築に向けた開発委受託契約を締結し、生産移管に向けた技術移管及び製造所追加に必要な対応を進めております。

2026年８月７日付で公表した「ステボロニン®の安定供給体制再構築に向けた製造所追加に係る一部変更承認申請書の受領のお知らせ」のとおり、新たな製造委託先をステボロニン®の製造所として追加するための承認事項一部変更承認申請を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）へ提出し、受領されております。

当社では、引き続き安定供給体制の再構築を最優先課題と位置づけ、当該申請に係る承認取得に向けた対応を進めておりますが、今後の審査及びGMP適合性調査の状況、生産移管の進捗状況等によっては、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態の状況

（資産）

当中間会計期間末における流動資産は5,390,591千円となり、前事業年度末に比べ1,037,465千円増加いたしました。これは、現金及び預金が986,667千円、原材料及び貯蔵品が157,955千円増加した一方で、仕掛品が72,297千円、製品が32,719千円減少したことが主な要因であります。

固定資産は129,290千円となり、前事業年度末に比べ4,279千円減少いたしました。これは、有形固定資産が5,090千円、無形固定資産が3,733千円減少した一方で、投資その他の資産が4,544千円増加したことが要因であります。

この結果、総資産は5,519,881千円となり、前事業年度末に比べ1,033,186千円増加いたしました。

（負債）

当中間会計期間末における流動負債は347,774千円となり、前事業年度末に比べ87,813千円増加いたしました。これは、買掛金が77,880千円増加したほか、株式報酬引当金11,664千円を固定負債から流動負債へ振り替えた一方で、未払金が6,000千円減少したことが主な要因であります。

固定負債は1,893,680千円となり、前事業年度末に比べ93,514千円増加いたしました。これは、長期借入金が112,680千円増加した一方で、株式報酬引当金が15,939千円減少したことが主な要因であります。

この結果、負債合計は、2,241,454千円となり、前事業年度末に比べ181,328千円増加いたしました。

（純資産）

当中間会計期間末における純資産は3,278,426千円となり、前事業年度末に比べ851,858千円増加いたしました。これは、第三者割当増資により資本金及び資本剰余金がそれぞれ655,500千円増加した一方で、中間純損失469,189千円、新株予約権を10,048千円計上したことが要因であります。

(2) 経営成績の状況

① 当中間会計期間（2026年４月１日～2026年９月30日）の業績概況

当中間会計期間における当社を取り巻く事業環境は、医療費抑制を背景とした薬価引下げの継続や研究開発費負担の増大等により、引き続き厳しい状況にあります。一方で、がん領域を中心とした高付加価値医療へのニーズは拡大しており、新たな治療モダリティの社会実装に対する期待が高まっております。

このような環境の中、当中間会計期間においては、ⅰ）医療機関及び医療関係者への認知拡大、ⅱ）臨床開発の進展による適応拡大、ⅲ）製造供給体制の確立を中心とする取り組み、ⅳ）海外展開の推進を重点施策として事業活動を推進いたしました。これらの事業活動の詳細については、後記「② 当中間会計期間の事業の概況」に記載のとおりであります。

これらの結果、当中間会計期間における当社の経営成績は、売上高については、営業日数や連休の配置等による影響もあり、前年同期を下回りました。利益面では、生産移管に係る費用の発生等により業務委託費が増加したことなどから、販売費及び一般管理費が前年同期に比べ増加し、営業損失が拡大しました。一方、国立研究開

発法人日本医療研究開発機構（以下、「AMED」という。）の研究開発支援事業に係る補助金等を営業外収益に計上したことなどにより、経常損失及び中間純損失の増加幅は、営業損失の増加幅と比べ縮小しました。

（単位：百万円）

	2026年３月期　中間期	2027年３月期　中間期	
			前年同期比
売上高	200	175	△12.5%
営業利益	△298	△498	―
経常利益	△306	△467	―
中間純利益	△307	△469	―

② 当中間会計期間（2026年４月１日～2026年９月30日）の事業の概況

a. 当中間会計期間における主な事業活動

ⅰ）医療機関及び医療関係者への認知拡大

国内においては、BNCT※１の普及及び認知度向上に向けた取り組みとして、2026年６月に開催された第50回日本頭頸部癌学会総会において、住友重機械工業株式会社（以下、「住友重機械工業」という。）と共同でランチョンセミナーを共催し、医療関係者に対する臨床知見の発信及び理解促進に努めました。

また、2026年７月には「World Health Expo Osaka 2026」に出展し、国内外の医療関係者及び企業に対する情報発信を行うとともに、BNCTの認知拡大及び事業機会の創出に取り組みました。

海外においては、中国におけるBNCTの事業展開に資する情報収集及び関係者との連携に取り組みました。

なお、中国・海南省のBNCTセンターにおける症例報告が、第22回日本中性子捕捉療法学会学術大会において発表されました。

ⅱ）臨床開発の進展による適応拡大

開発パイプラインについては、再発髄膜腫※２及び切除不能な皮膚血管肉腫※３の製造販売承認事項の一部変更申請に係る審査対応を継続するとともに、再発膠芽腫※４を対象とする第Ⅲ相医師主導治験その他の臨床開発への支援を進めました。

再発髄膜腫及び切除不能な皮膚血管肉腫は、いずれも希少疾病用医薬品の指定を受けており、優先審査の対象です。その他の開発パイプラインの詳細については、後記「b. 開発パイプラインの状況」に記載のとおりであります。

さらに、藤田医科大学との連携による深部がん領域へのBNCT適応拡大に向けた取り組みとして、深部がんに対する18F-FBPA※５の取り込み能に関する研究者主導臨床研究の実施契約を締結し、研究の実施に向けた準備を進めました。

ⅲ）製造供給体制の確立を中心とする取り組み

製造面においては、ステボロニン®の安定供給体制の再構築を最重要課題として、生産移管に向けた技術移管及び製造体制の整備を進めてまいりました。

具体的には、パイロットプラント※６における試作製造及び品質評価の結果を踏まえ、コマーシャルプラント※７における製造試作、プロセスバリデーション※８並びに安定性試験※９等を継続して実施いたしました。

その結果、2026年８月には、新たな製造委託先を製造所として追加するため、製造販売承認事項一部変更承認申請を行い、PMDAに受理されました。

本申請は、ステボロニン®の安定供給体制の再構築及び供給能力向上に向けた重要な取り組みであり、将来の需要拡大及び適応拡大を支える供給基盤の構築に向けた重要なマイルストーンと位置付けております。

今後は、PMDAによる審査及びGMP適合性調査等を経て承認取得を目指してまいります。なお、本申請に係る承認取得時期は、2027年１月頃を見込んでおります。

ⅳ）海外展開の推進

海外展開においては、中国本土市場への展開に向け、中国生物科技服務控股有限公司（以下、「CBSH社」という。）及び同社傘下の鵬博（海南）硼中子医療科技有限公司（以下、「Pengbo社」という。）との間で、中国本土におけるBNCT用医薬品の承認取得及び販売展開に関する提携契約を締結いたしました。

本契約に基づき、当社、CBSH社及びPengbo社は、中国・海南島医療特区において取得されたリアルワールドデータ（RWD：実臨床から得られる医療データ）を活用したリアルワールドスタディ（RWS：実臨床データを用いて有効性・安全性を評価する研究）を推進し、中国国家薬品監督管理局（NMPA）に対する承認申請に向けた開発活動を進めてまいります。

また、承認取得後の販売展開を見据えた体制整備を進めることで、中国本土市場における事業基盤の構築を図っております。

本提携は、中国本土における承認取得に向けた開発活動及び将来的な販売展開を見据えた協力体制の構築を目的とするものであり、当社の海外展開戦略を推進する重要な取り組みと位置付けております。

b. 開発パイプラインの状況

当社は、BNCT用ホウ素薬剤の適応疾患の拡大を開発テーマとして、適応疾患別に開発パイプラインを構成しております。当中間会計期間の主な状況は、以下のとおりであります。

１．SPM-011〔対象疾患：再発高悪性度髄膜腫〕

大阪医科薬科大学病院において実施された第Ⅱ相医師主導治験※10の結果に基づき、2026年３月に再発髄膜腫を対象として、厚生労働省に製造販売承認事項の一部変更申請を行い、当局による審査への対応を継続しております。

なお、2024年９月に再発髄膜腫を対象として希少疾病用医薬品の指定を受けており、2026年２月にはPMDAから優先審査及び優先相談の適用対象に該当する旨の評価報告を受領しております。

２．SPM-011〔対象疾患：悪性黒色腫及び血管肉腫〕

血管肉腫を対象とした国内第Ⅱ相臨床試験において主要評価項目を達成し、有効性及び安全性が示されたことから、2026年３月に切除不能な皮膚血管肉腫を対象として、厚生労働省に製造販売承認事項の一部変更申請を行い、当局による審査への対応を継続しております。

なお、2023年12月に切除不能な皮膚血管肉腫を対象として、厚生労働省より希少疾病用医薬品の指定を受けております。

３．SPM-011〔対象疾患：再発悪性神経膠腫〕

再発悪性神経膠腫※11については、2017年４月に厚生労働省の「先駆け審査指定制度※12」の対象品目に指定され、2020年７月に第Ⅱ相試験の治験終了届を提出しました。当該試験結果を踏まえ、大阪医科薬科大学が実施する再発膠芽腫患者を対象としたBNCTの第Ⅲ相医師主導治験に協力し、その治験結果を踏まえた承認申請を目指しております。

2026年５月には当該第Ⅲ相医師主導治験の治験届が提出され、当社は治験薬の供給等を通じて治験実施を支援しております。

なお、2024年９月に再発悪性神経膠腫を対象として、厚生労働省より希少疾病用医薬品の指定を受けております。

４．SPM-011〔対象疾患：胸部悪性腫瘍〕

当社、株式会社CICS及び住友重機械工業は、胸部悪性腫瘍を対象とした第Ⅰ／Ⅱ相バスケット試験※13を、国立研究開発法人国立がん研究センター中央病院等において実施しております。

また、当該試験の対象疾患の一つである切除不能な進行再発食道癌を対象とするBNCT用ホウ素医薬品の開発が、AMEDの令和８年度「創薬支援推進事業・希少疾病用医薬品指定前実用化支援事業」に採択されております。

５．SPM-011〔対象疾患：初発膠芽腫〕

筑波大学において、初発膠芽腫を対象とした第Ⅰ相医師主導治験が実施されております。当該試験は、放射線治療歴のない初発膠芽腫患者を対象として、BNCTの安全性及び忍容性を評価するものであり、当社は引き続き当該試験に協力しております。

なお、当該試験は筑波大学が開発した加速器中性子捕捉療法装置「iBNCT」を用いて実施されております。

６．SPM-011〔対象疾患：脊髄悪性神経膠腫※14及び手術不能BRAF陰性進行期メラノーマ※15〕

脊髄悪性神経膠腫及び手術不能BRAF陰性進行期メラノーマについては、BNCTの新たな適応拡大候補として、将来の医師主導治験の実施に向けた研究開発を進めております。

2026年６月、当社が分担研究者として参画する「脊髄悪性神経膠腫を対象としたBNCTの医師主導治験に向けたプロトコール開発」及び「手術不能BRAF陰性進行期メラノーマを対象としたBNCTの医師主導治験に向けたプロトコール開発」に関する２件の研究開発課題が、AMEDの研究開発事業に採択されました。

当該研究開発課題では、将来の医師主導治験の実施に必要となる治験実施計画書の策定その他の準備を進めております。今後、当該研究開発の成果を踏まえ、臨床開発への移行可能性を検討してまいります。

＜語句説明＞

※１　BNCT

BNCT（Boron Neutron Capture Therapy:ホウ素中性子捕捉療法）とは放射線治療の一種であり、新しいがんの治療法です。ホウ素の安定同位体であるB-10（天然ホウ素に約20%含まれる）の原子核はエネルギーの低い低速の中性子（熱中性子）をよく吸収し、直ちにヘリウム原子核（4He核（α粒子））とリチウム原子核（7Li核）に分裂します。これら原子核は細胞を破壊する能力が非常に大きい一方で、影響を及ぼす範囲が４～９ミクロン（μm）と極めて短いことが特徴です。また、熱中性子自体の細胞破壊能力は小さいため、B-10を含む物質ががん細胞に選択的に集積し、そこに熱中性子が照射されると、そのがん細胞は選択的に破壊されます。

※２　髄膜腫

髄膜とは、脳と脊髄を保護している薄い組織層で、髄膜腫とはその内側の層の一つにできる脳腫瘍の一種です。髄膜腫は良性（WHO grade 1）であることが多い疾患ですが、悪性度が高い場合（WHO grade 2，3）には、脳、脳血管、頭蓋骨などに深く浸潤し、再発を繰り返します。また、肺などの他臓器への転移を生じることもあります。再発した場合には、手術や放射線治療（X線外照射）が適用されますが、その治療効果には限界があり、有効な治療は確立されておりません。

※３　血管肉腫

血管肉腫とは血管の内皮細胞から発生するがんで、体のいたるところにできる可能性があり、皮膚に生じることが多いがんです。

※４　膠芽腫

神経膠腫のうち、悪性度が高い神経膠腫を悪性神経膠腫と呼び、特にグレードIVの神経膠腫を膠芽腫と呼びます。膠芽腫を含む悪性神経膠腫は、現在なお治療が困難な疾患とされています。

※５　18F-FBPA

がんの画面診断技術であるPET診断において、現在使用されている18F-FDGに代わる新たなPET薬剤として18F-FBPAの開発を行っています。18F-FBPAはBNCTの施術において、ステボロニン®の分布状況を可視化し、治療前にBNCTの効果を予測することも可能と考えられており、BNCTの発展に貢献するものと期待されています。

※６　パイロットプラント

商用製造を見据え、製造条件の確認及び品質評価を目的として使用する試作製造設備。

※７　コマーシャルプラント

商用生産を行うための本格的な量産設備。

※８　プロセスバリデーション

医薬品の製造工程が、所定の品質を満たす製品を安定的かつ再現性をもって製造できることを、データに基づき検証する工程。

※９　安定性試験

製品が所定の期間にわたり品質を維持できることを確認するための試験。

※10　医師主導治験

医師主導治験とは、医師が自ら医薬品の製造販売承認のための臨床試験を企画・立案し、治験計画届を提出して実施する臨床試験です。得られた臨床データは、被験薬を提供した製薬会社が引き継ぎ、当該医薬品の薬事承認申請に活用されます。

※11　悪性神経膠腫

神経膠腫とは、脳に発生する悪性腫瘍で原発性脳腫瘍の約30%を占めています。神経膠腫はその悪性度によって４段階（グレードⅠ～Ⅳ）に分類され、中でもグレードⅢ～Ⅳに分類される悪性度が高い神経膠腫を悪性神経膠腫と呼び、さらにグレードIVの神経膠腫を膠芽腫と呼びます。膠芽腫を含む悪性神経膠腫は、現在なお治療が困難な疾患とされています。

※12　先駆け審査指定制度

先駆け審査指定制度とは、一定の要件を満たす新薬等について開発の比較的早期の段階から、厚生労働省が薬事承認に係る相談・審査等において優先的な取扱いを行う制度です。具体的には、①治療薬の画期性、②対象疾患の重篤性、③対象疾患にかかる極めて高い有効性、④世界に先駆けて日本で早期開発・申請する意思の４つの要件を満たす画期的な新薬等を開発段階で対象品目に指定し、新たに整備された相談の枠組みを優先的に適用し、かつ優先審査を適用することにより、審査期間を６ヶ月（通常は12ヶ月）まで短縮することを目指すものとされています。

なお、先駆け審査指定制度においては対象品目の指定時に予定される効能、又は効果も指定されることから、製造販売承認取得後に適応疾患を拡大する際には同制度の対象外となります。当社は、再発悪性神経膠腫と切除不能な局所再発頭頸部癌並びに局所進行頭頸部癌(非扁平上皮癌)について、対象品目の指定を受けています。

※13　バスケット試験

バスケット試験とは、単一の治療法を用いた複数の疾患を対象とした試験であり、通常特定の遺伝子異常等を有するがんの患者集団で、複数の癌腫を横断的に薬剤の臨床評価を実施する試験です。現在計画しているバスケット試験では、SPM-011の取り込みの期待ができる複数の癌腫を横断的に評価する計画です。

※14　脊髄悪性神経膠腫
脊髄に発生する悪性の神経膠腫であり、極めて希少な疾患です。運動障害、感覚障害、自律神経障害等を引き起こすことがあり、治療が難しい疾患とされています。
※15　手術不能BRAF陰性進行期メラノーマ
メラノーマ（悪性黒色腫）のうち、治療選択に関係するBRAF遺伝子変異が認められず（BRAF陰性）、病変の進行により手術による根治が困難な状態、又はリンパ節若しくは他臓器への転移を伴う進行期の病態を指します。

(3) キャッシュ・フローの状況
当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、3,764,673千円（前事業年度末は2,778,006千円）となり、前事業年度末に比べて986,667千円増加いたしました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。
（営業活動によるキャッシュ・フロー）
当中間会計期間における営業活動の結果、使用した資金は423,919千円となりました（前年同期は320,766千円の支出）。これは主に、仕入債務が77,880千円増加し、減価償却費14,264千円を計上した一方で、税引前中間純損失467,675千円を計上し、棚卸資産が52,939千円増加したことによるものであります。
（投資活動によるキャッシュ・フロー）
当中間会計期間における投資活動の結果、使用した資金は6,967千円となりました（前年同期は9,004千円の支出）。これは、有形固定資産の取得による支出5,441千円、差入保証金の差入による支出1,526千円によるものであります。
（財務活動によるキャッシュ・フロー）
当中間会計期間における財務活動の結果、獲得した資金は1,417,554千円となりました（前年同期は79,320千円の支出）。これは主に、株式の発行による収入1,301,224千円、長期借入れによる収入192,000千円があった一方で、長期借入金の返済による支出79,320千円があったことによるものであります。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定
前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等
当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題
当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動
当中間会計期間における研究開発活動の金額は、107,703千円であります。
なお、当中間会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3【重要な契約等】

その他の重要な契約

「中国におけるBNCT事業に関する契約」

当社は、中国におけるBNCT事業の展開に関し、China Biotech Services Holdings Limited及びその関係会社との間で、BNCT用医薬品の供給、開発、承認取得及び商業化等に関する契約を締結しております。主な契約は以下のとおりであります。

相手方の名称	国名	契約品目	契約締結日	契約内容	契約期間
China Biotech Services Holdings Limited Pengbo Hainan Medical Technology Co., Ltd.	中国	BNCT用医薬品	2022年6月23日	1.中国海南省医療特区におけるBNCTの商業導入に関する協力 2．BNCT用医薬品の供給 3．BNCTの商業導入に関連するデータ・情報の提供	海南BNCTセンターにおける最初の患者治療を含む年度終了後10年間（以後１年ごとに更新）
China Biotech Services Holdings Limited Pengbo Hainan Medical Technology Co., Ltd.	中国	BNCT用医薬品	2026年8月11日	１．中国本土におけるBNCT用医薬品の開発及び承認取得に関する協力 ２．中国本土におけるBNCT用医薬品の商業化に関する協力 ３．一定の条件の下での中国国内における開発及び販売等に関する権利の付与	中国における最初の販売承認取得日から10年間（所定の条件を満たした場合は延長。ただし、契約締結日から10年以内に販売承認を取得できない場合は終了）

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	79,840,000
計	79,840,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株）（2026年９月30日）	提出日現在発行数（株）（2026年11月13日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	37,034,100	38,034,100	東京証券取引所（グロース市場）	単元株式数100株
計	37,034,100	38,034,100	―	―

（注）「提出日現在発行数（株）」欄には、2026年11月１日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

当中間会計期間において発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

第５回　新株予約権

決議年月日	2026年３月31日　取締役会決議
新株予約権の数（個）　※	10,500（注１）
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式　1,050,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	908（注２）
新株予約権の行使期間　※	2026年４月17日～2030年４月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　908 資本組入額　454
新株予約権の行使の条件　※	新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項　※	本新株予約権を譲渡する場合には、一定の例外を除き、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	―

※新株予約権証券の発行時（2026年４月16日）における内容を記載しております。

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、100株であります。

２．以下の（１）から（３）により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

（１）　当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×分割・無償割当て・併合の比率

また、上記のほか、調整後割当株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当社は、調整後割当株式数を合理的な範囲で調整することができる。

（２）　調整後割当株式数は、当社普通株式の分割又は併合の場合は、分割又は併合のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての場合は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

（３）　割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

３．行使価額の修正

該当なし

４．行使価額の調整

（１）　本新株予約権の発行後、下記第(２)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合等で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額（下記第(２)号②の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の下記本号②に定義する取得価額等。）が、下記第(２)号において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、本新株予約権の行使価額は、下記本号①又は②に定めるところにより調整される（以下、本号（但書を含む。）に基づく調整後の行使価額を「調整後行使価額」という。）。但し、下記第(２)号①乃至③に掲げる各事由における割当予定先が戦略的投資家である場合には、本新株予約権の行使価額の調整は行わない。なお、「戦略的投資家」とは、金融投資家（専ら投資そのものからの経済的利益を得る目的で資本投資を行う投資家又はその団体をいい、ベンチャーキャピタルファンド、プライベートエクイティファンド、ヘッジファンド、ロングオンリー投資家、年金基金、銀行、証券会社その他機関投資家を含む。）以外の投資家をいう。

①下記第(２)号①及び③の場合は、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額の110%の金額に調整される。

②下記第(２)号②の場合は、当社取得請求権付株式等の取得価額等の110%の金額に調整される。

なお、取得価額等とは、当社普通株式１株を取得するために当該取得請求権付株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する（以下、同じ。）。

但し、株価連動取引が行われる場合には、(i)当該株価連動取引にかかる当初公表日（なお、当社は当該株価連動取引についての決定と同日に当該株価連動取引に係る公表を行うものとする。）の翌取引日から始まる10取引日の間における当社普通株式の東証における普通取引の終値の最安値の110%の金額が、当該10取引日の末日において有効な行使価額を下回るときには、当該末日における終値の確定をもって、本新株予約権の行使価額は当該金額に調整され、(ii)当該株価連動取引において行われる当社普通株式又は当社取得請求権付株式等の発行、処分又は付与を原因とする上記①又は②に基づく調整は行われない。

なお、「株価連動取引」とは、(i)株式等価物（以下に定義される。）であって、その発行にかかる当初公表日後に、当該株式等価物における当社普通株式の取得価額等が（A）当社普通株式の東証における取引価格又は気配値に基づいて又は連動して決定又は変更されるもの、若しくは（B）当社の事業又は当社普通株式の取引市場に関連する事由により決定又は変更されるものの発行若しくは売却に係る取引、(ii)当社が将来決定される価格に基づき証券を売却することを内容とする契約等の締結、若しくは(iii)上記（i）又は(ii)と実質的に同等の経済的効果をもたらす取引をいう。

また、「株式等価物」とは、当社又は子会社の証券で、その保有者がいつでも当社株式の取得、転換等ができる権利を有するもの（負債、優先株式、権利、オプション、ワラントその他の有価証券を含む。）をいう。

（２）新株式発行等により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を除く。）（但し、株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第８項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合、及び当社及び割当予定先の間の2026年３月31日付エクイティ・プログラム契約に基づき割当予定先に対して第三者割当の方法により当社普通株式を発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（但し、当社及び割当予定先の間の2026年３月31日付エクイティ・プログラム契約に基づき割当予定先に対して第三者割当の方法により発行する当社新株予約権を除き、以下「取得請求権付株式等」と総称する。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

③当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

④本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数}=\frac{(\text{調整前行使価額}-\text{調整後行使価額})\times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

（３）当社は、本新株予約権の発行後、下記第（４）号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「株式分割等による行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{l}\text{調整後}\\ \text{行使価額}\end{array}=\begin{array}{l}\text{調整前}\\ \text{行使価額}\end{array}\times\frac{\begin{array}{l}\text{既発行}\\ \text{株式数}\end{array}+\dfrac{\begin{array}{l}\text{新発行}\\ \text{処分株式数}\end{array}\times\begin{array}{l}\text{1株当たりの}\\ \text{払込金額}\end{array}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数}+\text{新発行・処分株式数}}$$

この場合、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

（４）株式分割等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

②株主に対する無償割当てにより当社普通株式を発行又は処分する場合

調整後行使価額は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

③本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会　その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数}=\frac{(\text{調整前行使価額}-\text{調整後行使価額})\times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

（５）　当社は、本新株予約権の発行後、下記第（６）号に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による行使価額調整式」といい、株式分割等による行使価額調整式とあわせて「行使価額調整式」と総称する。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額}=\text{調整前行使価額}\times\frac{\text{時価}-\text{１株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

「１株当たり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る基準日における割当株式数で除した金額をいう。１株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

（６）①「特別配当」とは、本欄記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日までの間に到来する配当に係る基準日における、当社普通株式１株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第２項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における割当株式数を乗じて得た金額をいう。

②特別配当による行使価額の調整は、各特別配当に係る基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の翌日以降これを適用する。

（７）行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が１円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

（８）①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、株式分割等による行使価額調整式の場合は調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記第（４）号③の場合は基準日）、又は特別配当による行使価額調整式の場合は当該剰余金の配当に係る基準日にそれぞれ先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記第（４）号①の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

（９）上記第（２）号、第（４）号及び第（６）号記載の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

（10）行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第（２）号④及び第（４）号③に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

第６回　新株予約権

決議年月日	2026年６月５日　取締役会決議
新株予約権の数（個）　※	10,500（注１）
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式　1,050,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	446（注２）
新株予約権の行使期間　※	2026年６月23日～2030年６月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　446 資本組入額　223
新株予約権の行使の条件　※	新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項　※	本新株予約権を譲渡する場合には、一定の例外を除き、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	－

※新株予約権証券の発行時（2026年６月22日）における内容を記載しております。

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、100株であります。

２．以下の（１）から（３）により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

（１）当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×分割・無償割当て・併合の比率

また、上記のほか、調整後割当株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当社は、調整後割当株式数を合理的な範囲で調整することができる。

（２）調整後割当株式数は、当社普通株式の分割又は併合の場合は、分割又は併合のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての場合は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

（３）割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

３．行使価額の修正

該当なし

４．行使価額の調整

（１）本新株予約権の発行後、下記第(２)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合等で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額（下記第(２)号②の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の下記本号②に定義する取得価額等。）が、下記第(２)号において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、本新株予約権の行使価額は、下記本号①又は②に定めるところにより調整される（以下、本号（但書を含む。）に基づく調整後の行使価額を「調整後行使価額」という。）。但し、下記第(２)号①乃至③に掲げる各事由における割当予定先が戦略的投資家である場合には、本新株予約権の行使価額の調整は行わない。なお、「戦略的投資家」とは、金融投資家（専ら投資そのものからの経済的利益を得る目的で資本投資を行う投資家又はその団体をいい、ベンチャーキャピタルファンド、プライベートエクイティファンド、ヘッジファンド、ロングオンリー投資家、年金基金、銀行、証券会社その他機関投資家を含む。）以外の投資家をいう。

①下記第(２)号①及び③の場合は、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額の110%の金額に調整される。

②下記第(２)号②の場合は、当社取得請求権付株式等の取得価額等の110%の金額に調整される。

なお、取得価額等とは、当社普通株式１株を取得するために当該取得請求権付株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する（以下、同じ。）。

但し、株価連動取引が行われる場合には、(i)当該株価連動取引にかかる当初公表日（なお、当社は当該株価連動取引についての決定と同日に当該株価連動取引に係る公表を行うものとする。）の翌取引日から始まる10取引日の間における当社普通株式の東証における普通取引の終値の最安値の110%の金額が、当該10取引日の末日において有効な行使価額を下回るときには、当該末日における終値の確定をもって、本新株予約権の行使価額は当該金額に調整され、(ii)当該株価連動取引において行われる当社普通株式又は当社取得請求権付株式等の発行、処分又は付与を原因とする上記①又は②に基づく調整は行われない。

なお、「株価連動取引」とは、(i)株式等価物（以下に定義される。）であって、その発行にかかる当初公表日後に、当該株式等価物における当社普通株式の取得価額等が（A）当社普通株式の東証における取引価格又は気配値に基づいて又は連動して決定又は変更されるもの、若しくは（B）当社の事業又は当社普通株式の取引市場に関連する事由により決定又は変更されるものの発行若しくは売却に係る取引、(ii)当社が将来決定される価格に基づき証券を売却することを内容とする契約等の締結、若しくは(iii)上記（i）又は(ii)と実質的に同等の経済的効果をもたらす取引をいう。

また、「株式等価物」とは、当社又は子会社の証券で、その保有者がいつでも当社株式の取得、転換等ができる権利を有するもの（負債、優先株式、権利、オプション、ワラントその他の有価証券を含む。）をいう。

（２）新株式発行等により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を除く。）（但し、株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第８項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合、及び当社及び割当予定先の間の2026年３月31日付エクイティ・プログラム契約に基づき割当予定先に対して第三者割当の方法により当社普通株式を発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（但し、当社及び割当予定先の間の2026年３月31日付エクイティ・プログラム契約に基づき割当予定先に対して第三者割当の方法により発行する当社新株予約権を除き、以下「取得請求権付株式等」と総称する。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

③当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

④本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

（３）当社は、本新株予約権の発行後、下記第（４）号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「株式分割等による行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

この場合、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

（４）株式分割等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

②株主に対する無償割当てにより当社普通株式を発行又は処分する場合

調整後行使価額は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

③本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会　その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

（５）当社は、本新株予約権の発行後、下記第（６）号に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による行使価額調整式」といい、株式分割等による行使価額調整式とあわせて「行使価額調整式」と総称する。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - \text{１株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

「１株当たり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る基準日における割当株式数で除した金額をいう。１株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

（６）①「特別配当」とは、本欄記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日までの間に到来する配当に係る基準日における、当社普通株式１株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第２項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における割当株式数を乗じて得た金額をいう。

②特別配当による行使価額の調整は、各特別配当に係る基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の翌日以降これを適用する。

（７）行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が１円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

（８）①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、株式分割等による行使価額調整式の場合は調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記第（４）号③の場合は基準日）、又は特別配当による行使価額調整式の場合は当該剰余金の配当に係る基準日にそれぞれ先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記第（４）号①の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

（９）上記第（２）号、第（４）号及び第（６）号記載の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

（10）行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第（２）号④及び第（４）号③に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

第７回　新株予約権

決議年月日	2026年８月13日　取締役会決議
新株予約権の数（個）　※	10,500（注１）
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式　1,050,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	455（注２）
新株予約権の行使期間　※	2026年９月１日～2030年８月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　455 資本組入額　227.5
新株予約権の行使の条件　※	新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項　※	本新株予約権を譲渡する場合には、一定の例外を除き、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	－

※新株予約権証券の発行時（2026年８月31日）における内容を記載しております。

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、100株であります。

２．以下の（１）から（３）により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

（１）当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×分割・無償割当て・併合の比率

また、上記のほか、調整後割当株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当社は、調整後割当株式数を合理的な範囲で調整することができる。

（２）調整後割当株式数は、当社普通株式の分割又は併合の場合は、分割又は併合のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての場合は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

（３）割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

３．行使価額の修正

該当なし

４．行使価額の調整

（１）本新株予約権の発行後、下記第(２)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合等で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分におけ

る払込金額（下記第(２)号②の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の下記本号②に定義する取得価額等。）が、下記第(２)号において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、本新株予約権の行使価額は、下記本号①又は②に定めるところにより調整される（以下、本号（但書を含む。）に基づく調整後の行使価額を「調整後行使価額」という。）。但し、下記第(２)号①乃至③に掲げる各事由における割当予定先が戦略的投資家である場合には、本新株予約権の行使価額の調整は行わない。なお、「戦略的投資家」とは、金融投資家（専ら投資そのものからの経済的利益を得る目的で資本投資を行う投資家又はその団体をいい、ベンチャーキャピタルファンド、プライベートエクイティファンド、ヘッジファンド、ロングオンリー投資家、年金基金、銀行、証券会社その他機関投資家を含む。）以外の投資家をいう。

①下記第(２)号①及び③の場合は、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額の110%の金額に調整される。

②下記第(２)号②の場合は、当社取得請求権付株式等の取得価額等の110%の金額に調整される。

なお、取得価額等とは、当社普通株式１株を取得するために当該取得請求権付株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する（以下、同じ。）。

但し、株価連動取引が行われる場合には、(i)当該株価連動取引にかかる当初公表日（なお、当社は当該株価連動取引についての決定と同日に当該株価連動取引に係る公表を行うものとする。）の翌取引日から始まる10取引日の間における当社普通株式の東証における普通取引の終値の最安値の110%の金額が、当該10取引日の末日において有効な行使価額を下回るときには、当該末日における終値の確定をもって、本新株予約権の行使価額は当該金額に調整され、(ii)当該株価連動取引において行われる当社普通株式又は当社取得請求権付株式等の発行、処分又は付与を原因とする上記①又は②に基づく調整は行われない。

なお、「株価連動取引」とは、(i)株式等価物（以下に定義される。）であって、その発行にかかる当初公表日後に、当該株式等価物における当社普通株式の取得価額等が（A）当社普通株式の東証における取引価格又は気配値に基づいて又は連動して決定又は変更されるもの、若しくは（B）当社の事業又は当社普通株式の取引市場に関連する事由により決定又は変更されるものの発行若しくは売却に係る取引、(ii)当社が将来決定される価格に基づき証券を売却することを内容とする契約等の締結、若しくは(iii)上記（i）又は(ii)と実質的に同等の経済的効果をもたらす取引をいう。

また、「株式等価物」とは、当社又は子会社の証券で、その保有者がいつでも当社株式の取得、転換等ができる権利を有するもの（負債、優先株式、権利、オプション、ワラントその他の有価証券を含む。）をいう。

（２）新株式発行等により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を除く。）（但し、株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第８項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合、及び当社及び割当予定先の間の2026年３月31日付エクイティ・プログラム契約に基づき割当予定先に対して第三者割当の方法により当社普通株式を発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（但し、当社及び割当予定先の間の2026年３月31日付エクイティ・プログラム契約に基づき割当予定先に対して第三者割当の方法により発行する当社新株予約権を除き、以下「取得請求権付株式等」と総称する。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

③当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

④本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認が

あった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$株式数＝\frac{（調整前行使価額－調整後行使価額）\times \begin{array}{c}調整前行使価額により当該\\期間内に交付された株式数\end{array}}{調整後行使価額}$$

この場合、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

（３）当社は、本新株予約権の発行後、下記第（４）号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「株式分割等による行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{c}調整後\\行使価額\end{array}＝\begin{array}{c}調整前\\行使価額\end{array}\times\frac{\begin{array}{c}既発行\\株式数\end{array}+\frac{\begin{array}{c}新発行\\処分株式数\end{array}\times\begin{array}{c}1株当たりの\\払込金額\end{array}}{時価}}{既発行株式数＋新発行・処分株式数}$$

この場合、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

（４）株式分割等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

②株主に対する無償割当てにより当社普通株式を発行又は処分する場合

調整後行使価額は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

③本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会　その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$株式数＝\frac{（調整前行使価額－調整後行使価額）\times \begin{array}{c}調整前行使価額により当該\\期間内に交付された株式数\end{array}}{調整後行使価額}$$

この場合、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

（５）当社は、本新株予約権の発行後、下記第（６）号に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による行使価額調整式」といい、株式分割等による行使価額調整式とあわせて「行使価額調整式」と総称する。）をもって行使価額を調整する。

$$調整後行使価額＝\quad 調整前行使価額\times\frac{時価－１株当たり特別配当}{時価}$$

「１株当たり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る基準日における割当株式数で除した金額をいう。１株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

（６）①「特別配当」とは、本欄記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日までの間に到来する配当に係る基準日における、当社普通株式１株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第２項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における割当株式数を乗じて得た金額をいう。

②特別配当による行使価額の調整は、各特別配当に係る基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の翌日以降これを適用する。

（７）行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が１円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

（８）①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、株式分割等による行使価額調整式の場合は調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記第（４）号③の場合は基準日）、又は特別配当による行使価額調整式の場合は当該剰余金の配当に係る基準日にそれぞれ先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数

とする。また、上記第（４）号①の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

（９）上記第（２）号、第（４）号及び第（６）号記載の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

（10）行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第（２）号④及び第（４）号③に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2026年４月16日（注）１	1,000,000	35,034,100	348,000	3,207,218	348,000	696,323
2026年６月22日（注）２	1,000,000	36,034,100	158,000	3,365,218	158,000	854,323
2026年８月31日（注）３	1,000,000	37,034,100	149,500	3,514,718	149,500	1,003,823

（注）１　第三者割当増資

発行価格　　696円

資本組入額　　348円

割当先　　CVI Investments, Inc.

２　第三者割当増資

発行価格　　316円

資本組入額　　158円

割当先　　CVI Investments, Inc.

３　第三者割当増資

発行価格　　299円

資本組入額　　149.5円

割当先　　CVI Investments, Inc.

４　2026年３月31日に公表したエクイティ・プログラム契約に基づく普通株式及び新株予約権の発行により調達した差引手取概算額4,136百万円の具体的な使途は以下のとおりであります。なお、当該プログラムに基づく全ての発行は半期報告書提出日現在において完了しております。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
①　希少がんを対象とする臨床試験関連費用	874	2026年４月～2031年３月
②　深部がん治療に向けた研究開発費用	1,162	2026年４月～2031年３月
③　次世代ホウ素化合物の非臨床試験費用	586	2026年４月～2031年３月
④　BNCT治療施設拡大に向けた対応費用	100	2027年４月～2029年３月
⑤　適応拡大に向けたマーケティング活動費用	101	2026年４月～2031年３月
⑥　海外展開及び安定供給体制構築のための製造開発費用	1,310	2027年４月～2031年３月
合計	4,136	

５　2026年11月４日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行により、発行済株式総数が1,000,000株、資本金が186,500千円及び資本準備金が186,500千円増加しております。

（５）【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
ステラケミファ株式会社	大阪市中央区伏見町４丁目１－１	11,450	30.93
中村 沢司	東京都千代田区	1,006	2.72
ＢＮＹＭ　ＳＡ／ＮＶ　ＦＯＲ　ＢＮＹＭ　ＦＯＲ ＢＮＹＭ ＧＣＭ ＣＬＩＥＮＴ　ＡＣＣＴＳ　Ｍ　ＩＬＭ　ＦＥ（常任代理人　株式会社三菱ＵＦＪ銀行）	２ ＫＩＮＧ ＥＤＷＡＲＤ ＳＴＲＥＥＴ, ＬＯＮＤＯＮ ＥＣ１Ａ １ＨＱ ＵＮＩＴＥＤ ＫＩＮＧＤＯＭ（東京都千代田区丸の内１丁目４－５　決済事業部）	828	2.24
一般財団法人国際クラブ	岐阜県羽島市福寿町平方７丁目33－２	700	1.89
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内２丁目７－３　東京ビルディング	698	1.89
村上 宜己	福島県郡山市	454	1.23
青山 英世	岐阜県羽島市	316	0.85
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	東京都千代田区大手町１丁目９－７　大手町フィナンシャルシテイサウスタワー	281	0.76
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山２丁目６－21	264	0.71
宮坂 仁	千葉県流山市	235	0.64
計	－	16,234	43.86

（注）　2026年９月９日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、ハイツ・キャピタル・マネジメント・インクが2026年９月２日現在で以下の株券等を保有している旨が記載されているものの、当社として2026年９月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。
当該大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。
大量保有者　　ハイツ・キャピタル・マネジメント・インク
住所　　アメリカ合衆国、19801、デラウェア州、ウィルミントン、スイート715、1201 Nオレンジストリート、ワン・コマース・センター
保有株券等の数　　3,150,000株
株券等保有割合　　7.84%

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 16,100	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 37,009,800	370,098	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 8,200	―	１単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	37,034,100	―	―
総株主の議決権	―	370,098	―

（注）「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式７株が含まれています。

②【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
ステラファーマ株式会社	大阪市中央区高麗橋三丁目２番７号　ＯＲＩＸ高麗橋ビル	16,100	―	16,100	0.04
計	―	16,100	―	16,100	0.04

（注）当社は、単元未満の自己株式７株を所有しております。

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間における役員の異動は、以下のとおりであります。

(1) 新任役員

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（千株）	就任年月日
取締役（監査等委員）	町田　美紗	1978年10月11日生	2003年10月　監査法人トーマツ（現　有限責任監査法人トーマツ）大阪事務所入所 2007年８月　町田公認会計士事務所　代表（現任） 2024年６月　日本システム技術株式会社　社外取締役（監査等委員）（現任） 2025年１月　株式会社神戸物産　社外取締役（監査等委員）（現任） 2026年６月　当社　社外取締役（監査等委員）（現任）	（注）	―	2026年６月24日

（注）2026年６月24日開催の定時株主総会の終結の時から2028年３月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

(2) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
取締役（監査等委員）	大西　雅也	2026年６月24日

(3) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性6名　女性1名（役員のうち女性の比率14.3%）

第４【経理の状況】

１．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第１編及び第３編の規定により第１種中間財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

３．中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1【中間財務諸表】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,823,006	3,809,673
売掛金	67,757	91,049
製品	69,246	36,526
仕掛品	1,206,916	1,134,619
原材料及び貯蔵品	19,615	177,571
前払費用	66,508	58,837
その他	100,073	82,312
流動資産合計	4,353,125	5,390,591
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	4,434	3,981
機械及び装置（純額）	34,269	29,072
工具、器具及び備品（純額）	8,392	8,952
有形固定資産合計	47,096	42,005
無形固定資産		
特許権	36,658	33,877
商標権	221	155
ソフトウエア	5,854	4,968
無形固定資産合計	42,734	39,001
投資その他の資産		
長期前払費用	22,205	25,446
その他	21,533	22,836
投資その他の資産合計	43,738	48,283
固定資産合計	133,569	129,290
資産合計	4,486,694	5,519,881
負債の部		
流動負債		
買掛金	―	77,880
１年内返済予定の長期借入金	※ 158,640	※ 158,640
未払金	73,574	67,573
未払費用	8,601	12,532
未払法人税等	9,720	13,655
預り金	9,425	5,307
賞与引当金	―	521
株式報酬引当金	―	11,664
流動負債合計	259,960	347,774
固定負債		
長期借入金	※ 588,500	※ 701,180
長期未払金	135,837	129,519
預り保証金	1,000,000	1,000,000
株式報酬引当金	15,939	―
退職給付引当金	59,889	62,981
固定負債合計	1,800,165	1,893,680
負債合計	2,060,126	2,241,454
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,859,218	3,514,718
資本剰余金	348,323	1,003,823
利益剰余金	△780,917	△1,250,106
自己株式	△56	△56
株主資本合計	2,426,568	3,268,378
新株予約権	―	10,048
純資産合計	2,426,568	3,278,426
負債純資産合計	4,486,694	5,519,881

（２）【中間損益計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
売上高	200,193	175,169
売上原価	34,282	29,559
売上総利益	165,911	145,609
販売費及び一般管理費	※ 464,815	※ 643,688
営業損失（△）	△298,904	△498,078
営業外収益		
受取利息	170	586
補助金収入	－	53,944
受託研究収入	1,054	－
その他	338	7,539
営業外収益合計	1,563	62,069
営業外費用		
支払利息	2,801	9,348
株式交付費	－	11,191
新株予約権発行費	－	6,616
支払手数料	4,758	4,081
その他	1,562	428
営業外費用合計	9,122	31,665
経常損失（△）	△306,463	△467,675
税引前中間純損失（△）	△306,463	△467,675
法人税、住民税及び事業税	1,451	1,514
法人税等合計	1,451	1,514
中間純損失（△）	△307,915	△469,189

（３）【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失（△）	△306,463	△467,675
減価償却費	14,319	14,264
株式報酬費用	3,255	2,755
賞与引当金の増減額（△は減少）	191	521
株式報酬引当金の増減額（△は減少）	1,923	△4,275
退職給付引当金の増減額（△は減少）	1,825	3,091
受取利息及び受取配当金	△170	△586
補助金収入	－	△53,944
支払利息	2,801	9,348
株式交付費	－	11,191
新株予約権発行費	－	6,616
コミットメントフィー	3,760	3,083
売上債権の増減額（△は増加）	91,118	△23,291
棚卸資産の増減額（△は増加）	△20,304	△52,939
仕入債務の増減額（△は減少）	37,621	77,880
未収消費税等の増減額（△は増加）	32,569	△7,230
未払金の増減額（△は減少）	△146,695	△14,001
その他の資産の増減額（△は増加）	△37,898	26,937
その他の負債の増減額（△は減少）	10,690	7,478
小計	△311,457	△460,773
利息の受取額	170	586
利息の支払額	△2,801	△6,279
補助金の受取額	－	48,686
コミットメントフィーの支払額	△3,801	△3,199
法人税等の支払額	△2,876	△2,939
営業活動によるキャッシュ・フロー	△320,766	△423,919
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△9,004	△5,441
差入保証金の差入による支出	－	△1,526
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,004	△6,967
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△79,320	△79,320
長期借入れによる収入	－	192,000
株式の発行による収入	－	1,301,224
新株予約権の発行による収入	－	3,649
財務活動によるキャッシュ・フロー	△79,320	1,417,554
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△409,091	986,667
現金及び現金同等物の期首残高	3,161,471	2,778,006
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 2,752,380	※ 3,764,673

【注記事項】

（中間貸借対照表関係）

※財務制限条項

前事業年度末（2026年３月31日）

当社は、株式会社三井住友銀行をアレンジャー兼エージェントとして、金融機関３行が参加するシンジケートローン契約を締結しております。当該契約は、コミットメントラインとして1,500,000千円（トランシェA及びトランシェB）、従来からの借入金の借換えとして780,000千円（トランシェC）で構成されております。

当該契約による借入未実行残高は以下のとおりであります。

コミットメントライン契約の総額	1,500,000千円
借入実行残高	139,000千円
差引額	1,361,000千円

また、当該契約では以下の財務制限条項が付されており、当該条項に定める遵守義務に抵触した場合、エージェントを通じた当社に対する通知により期限の利益を失い、直ちにこれを支払う義務を負っております。

(1) 2025年３月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、同末日におけるトランシェAの個別貸付未払金の元本合計金額に、トランシェCの個別貸付未払金の元本合計金額を加算した金額以上に維持すること。

(2) 2025年３月期末日及びそれ以降に到来する各四半期会計期間末日における単体の貸借対照表に記載される現金及び預金の金額を、同末日におけるトランシェAの個別貸付未払金の元本合計金額に、トランシェCの個別貸付未払金の元本合計金額を加算した金額以上に維持すること。

なお、当事業年度末において財務制限条項に抵触しておりません。

当中間会計期間末（2026年９月30日）

当社は、株式会社三井住友銀行をアレンジャー兼エージェントとして、金融機関３行が参加するシンジケートローン契約を締結しております。当該契約は、コミットメントラインとして1,500,000千円（トランシェA及びトランシェB）、従来からの借入金の借換えとして780,000千円（トランシェC）で構成されております。

当該契約による借入未実行残高は以下のとおりであります。

コミットメントライン契約の総額	1,500,000千円
借入実行残高	331,000千円
差引額	1,169,000千円

また、当該契約では以下の財務制限条項が付されており、当該条項に定める遵守義務に抵触した場合、エージェントを通じた当社に対する通知により期限の利益を失い、直ちにこれを支払う義務を負っております。

(1) 2025年３月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、同末日におけるトランシェAの個別貸付未払金の元本合計金額に、トランシェCの個別貸付未払金の元本合計金額を加算した金額以上に維持すること。

(2) 2025年３月期末日及びそれ以降に到来する各四半期会計期間末日における単体の貸借対照表に記載される現金及び預金の金額を、同末日におけるトランシェAの個別貸付未払金の元本合計金額に、トランシェCの個別貸付未払金の元本合計金額を加算した金額以上に維持すること。

なお、当中間会計期間末において財務制限条項に抵触しておりません。

（中間損益計算書関係）

※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
賞与引当金繰入額	446千円	521千円
株式報酬引当金繰入額	1,923	△4,275
退職給付費用	2,716	3,071
研究開発費	131,416	107,703
業務委託費	42,012	250,606

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は以下のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
現金及び預金勘定	2,797,380千円	3,809,673千円
引出制限付預金	△45,000	△45,000
現金及び現金同等物	2,752,380	3,764,673

（株主資本等関係）

Ⅰ　前中間会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１．配当金支払額

該当事項はありません。

２．基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の金額の著しい変動

当社は、2025年７月１日付で資本剰余金の額の減少並びに利益剰余金の処分を行ったことにより、資本剰余金が140,811千円減少し、利益剰余金が140,811千円増加しております。

この結果、当中間会計期間末において資本剰余金が348,323千円、利益剰余金が△307,915千円となっております。

Ⅱ　当中間会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１．配当金支払額

該当事項はありません。

２．基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の金額の著しい変動

当社は、2026年４月16日、2026年６月22日及び2026年８月31日に実施した第三者割当による新株式の発行により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ655,500千円増加しております。

この結果、当中間会計期間末において資本金が3,514,718千円、資本剰余金が1,003,823千円となっております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、医薬品開発事業のみの単一セグメントであり、セグメント情報の記載を省略しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業セグメントは、医薬品開発事業のみの単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の分解情報については、以下のとおり、顧客の所在地別に記載しております。

（千円）

医薬品開発事業	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
日本	200,193	175,169
海外	－	－
顧客との契約から生じる収益	200,193	175,169
その他の収益	－	－
外部顧客への売上高	200,193	175,169

（１株当たり情報）

１株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
１株当たり中間純損失（△）	△9円5銭	△13円16銭
（算定上の基礎）		
中間純損失（△）（千円）	△307,915	△469,189
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る中間純損失（△）（千円）	△307,915	△469,189
普通株式の期中平均株式数（株）	34,026,190	35,657,665
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	－	－

（注）潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、１株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。

（重要な後発事象）

第三者割当による新株式及び新株予約権の発行

当社は、2026年３月31日開催の取締役会において第三者割当による株式及び新株予約権発行プログラムの設定を決議し、2026年10月19日開催の取締役会において当該プログラムに基づく第４回第三者割当による新株式及び新株予約権の発行を決議いたしました。当該新株式及び新株予約権については、2026年11月４日に払込みが完了しております。

１．第４回目　第三者割当による新株式の発行（普通株式）

（１）払込期日	**2026年11月４日**
（２）発行新株式数	**普通株式　1,000,000株**
（３）発行価額	**１株当たり　373円**
（４）資金調達の額（総額）	**373,000千円**
（５）増加する資本金の額	**186,500千円**
（６）増加する資本準備金の額	**186,500千円**
（７）募集又は割当方法	**第三者割当**
（８）割当先	**CVI Investments, Inc.**

（９）資金の使途

希少がんを対象とする臨床試験、研究開発並びに海外展開及び安定供給体制構築等に係る費用に充当する予定であります。

２．第４回目　第三者割当による新株予約権（第８回新株予約権）の発行

（１）割当日	**2026年11月４日**
（２）新株予約権の総数	**10,500個（新株予約権１個につき100株）**
（３）新株予約権の目的となる株式の種類	**普通株式**
（４）発行価額	**新株予約権１個当たり　288円**
（５）行使期間	**2026年11月５日から2030年11月４日まで**
（６）当該発行による潜在株式数	**1,050,000株**
（７）資金調達予定額（注）	**598,374千円**
（内訳）	
新株予約権発行による調達額	**3,024千円**
新株予約権行使による予定調達額	**595,350千円**
（８）行使価額	**１株当たり　567円**
（９）募集又は割当方法	**第三者割当**
（10）割当先	**CVI Investments, Inc.**

（11）資金の使途

上記「１．第４回目　第三者割当による新株式の発行（普通株式）」と同様の目的に充当する予定であります。

（注）新株予約権の発行価額の総額（3,024千円）に、全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合に行使に際して払い込むべき金額の総額（595,350千円）を合算した金額となります。新株予約権の行使価額が調整された場合、又は新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、上記金額は減少します。

２【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月13日

ステラファーマ株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小林　雅史

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山本　秀男

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているステラファーマ株式会社の2026年４月１日から2027年３月31日までの第20期事業年度の中間会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステラファーマ株式会社の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・　継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。